

2月22日の労使協議報告

長年の要求が実り、非常勤職員の雇い止めが3年から5年に延長

2月5日に開催された労使協議を引き継いで、2月22日に労使協議が開催されました。協議内容は以下の通りです。

(1) 職員勤務時間と休憩時間の変更に伴う各職員就業規則の一部改正(案)について

当局提案で、終業時間を5時15分を5時30分に延長する件ですが、2月6日に開催された代議員会の結果を受けて改正は受け入れられないとする組合と、規則を現状に合わせるべきとして改正を求める法人との意見は平行線をたどり、継続協議となりました。しかし、「残業が無ければ、だれしも5時15分に帰りたいはずだ」との組合の主張に対して、法人側から言葉は返ってきませんでした。

この終業時間延長問題は、昼休みにも関係することから「一斉休憩の適用除外に関する協定」に、また残業とも関わっていることから「時間外労働、休日労働に関する協定種」に影響してくる問題です。

一口メモ:

「一斉休憩の適用除外に関する協定」<http://www.kitac.jp/09/jinjifukumu/kisoku/roushi03060412.pdf>
授業や学生の応対業務に対応するため、昼休み休憩を弾力的に運用するための協定で、過半数組合との協定が無ければ、弾力的に運用できません。

「時間外労働、休日労働に関する協定」<http://www.kitac.jp/09/jinjifukumu/kisoku/roushi02070202.pdf>
時間外労働や休日の労働に関する協定で、過半数組合との協定が無ければ、残業を命じることも、休日労働を命じることもできません。

(2) 職員給与規則等の一部改正(案)について

前回の交渉で了解していた改正規則の文面が示されて了承しました。また、前回示されていなかった、「管理職員特別勤務手当」について、今回提示され了承しました。

(3) 教員の職制改正に基づく就業規則等の一部改正(案)について

前回の交渉で了解していた改正規則の文面が示されて了承しました。これに関連する給与規則において、**大学院研究科を担当する助教に対する調整数を2とする**(助手の場合は

1)旨が明記されました。これにより、**助手から助教になることにより給与が10,500円アップ**します。

(4) **短時間雇用非常勤職員の雇い止め制度の関係について**

これまで3年間であった短時間雇用非常勤職員の雇い止めについて、組合としては撤廃を要求していましたが、これを**5年**とする案が法人から示され、これを了承しました。これまで、雇い止めの後再び雇用するには1年間の期間を必要としていましたが、この期間も**3ヶ月**に短縮されています。

<http://www.kit.ac.jp/09/osirase/2006/shugyo070226.pdf>

(5) **平成19年度時間外労働、休日労働に関する協定について**

(1)で書きましたように、この協定の内容は、(1)の就業規則改正が行われれば見直す必要があるため、(1)と同じく継続協議となりました。

(6) **専門労働型裁量労働制に関する協定について**

裁量労働制について職制改正に伴う名称変更を行っています。ただし、改正初年度のため1年後に見直すことを前提に、1年間の協定とした。これに対し組合は了承した。

訂正 くみあいニュース No.23 において「**創立記念日はその代休とする**」とありましたが、正しくは「**休日の振替指定日とする**」の誤りでした。お詫びして訂正致します。

任期制教員の再任審査基準が決定

これまで明らかになっていなかった任期制教員の再任審査基準が、大学ホームページで公開されました。

<http://www.kit.ac.jp/09/osirase/2006/sainin070219.pdf>

この審査基準では、組合が統一要求書で求めていた様に、育児休業などにより就業できなかった期間は、審査において不利益とならないようにする旨が明記されています。

助手の助教への任用について

現職の助手を4月1日付けで助教として任用する件については、各部門で個別に審査を行い、部門から提出されたリストに基づいて、3月の研究科教授会で一括審査を行うという手続きが研究科教授会で示されました。現在、部門内での手続きが進んでいると思われます。